

日医発第1720号（保険）
令和 7 年 1 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

令和6年12月27日付け保医発1227第2号 厚生労働省保険局医療課長通知をもって「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）の一部が改正され、令和7年1月1日から適用されました。

今回の改正は、別途ご連絡申し上げました「医療機器の保険適用について」（令和6年12月27日付け保医発1227第3号）の別紙4ページおよび17ページに掲載されている医療機器が区分A3及びB2として承認されたこと等によるものです（令和7年1月10日付け日医発第1721号（保険）をご参照下さい）。

つきましては、今般発出された通知による改正内容について、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

(令和6年12月27日付け 保医発1227第2号 厚生労働省保険局医療課長、
厚生労働省保険局歯科医療管理官)

保医発 1227 第 2 号
令和 6 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-18中の「初発の進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の腫瘍細胞」を「初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞」に改める。
- 2 別添1の第2章第3部第1節第1款D285(10)中の「長谷川式知能評価スケール」を「長谷川式知能評価スケール、MMSE及び神経心理検査用プログラム(視線の情報を連続的に収集し神経心理検査を行うもの)を用いる検査」に改める。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 Iの3の164(2)を次に改める。
 - (2) 椎体形成用材料セットは、骨粗鬆症、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍に対して使用した場合に、1回の手術で3セットを限度として算定できる。なお、続発性骨粗鬆症に対して使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
- 2 Iの3の164(2)の次に次を加える。
 - (3) 骨粗鬆症に対して、1回の手術で2セット以上使用した場合は、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

- 1 別表のⅡの 079（3）③ア i 中の「原発性骨粗鬆症」を「骨粗鬆症」に改める。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D006-17 (略) D006-18 BRCA1/2遺伝子検査 (1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行 卵巣癌患者、<u>転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、 再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳 癌患者</u>の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングによ り、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BR CA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った 場合に限り算定する。 (2)・(3) (略) D006-19～D025 (略) 第2款 (略) 第3節 生体検査料</p> | <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D006-17 (略) D006-18 BRCA1/2遺伝子検査 (1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行 卵巣癌患者<u>又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者</u>の腫瘍細胞 を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤 による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及び BRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定す る。 (2)・(3) (略) D006-19～D025 (略) 第2款 (略) 第3節 生体検査料</p> |

D200～D284 (略)

D285 認知機能検査その他の心理検査

(1)～(9) (略)

(10) 「D285」認知機能検査その他の心理検査の「1」の「イ」の簡易なものとは、MAS不安尺度、MEDE多面的初期認知症判定検査、AQ日本語版、日本語版LSAS-J、M-CHAT、長谷川式知能評価スケール、MMS E及び神経心理検査用プログラム（視線の情報を連続的に収集し神経心理検査を行うもの）を用いる検査のことをいい、「ロ」のその他のものとは、CAS不安測定検査、SDSうつ性自己評価尺度、CES-Dうつ病（抑うつ状態）自己評価尺度、HDRSハミルトンうつ病症状評価尺度、STAI状態・特性不安検査、POMS、POMS2、IES-R、PDS、TK式診断的新親子関係検査、CMI健康調査票、GHQ精神健康評価票、ブルドン抹消検査、WHO QOL26、COGNISTAT、SIB、Coghealth（医師、看護師又は公認心理師が検査に立ち会った場合に限る。）、NPI、BEHAVE-AD、音読検査（特異的読字障害を対象にしたものに限る。）、WURS、MCMI-II、MOCI邦訳版、DES-II、EAT-26、STAI-C状態・特性不安検査（児童用）、DSRS-C、前頭葉評価バッテリー、ストループテスト、MoCA-J及びClinical Dementia Rating (CDR) のことをいう。

(11)～(15) (略)

D286～D419-2 (略)

第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

D200～D284 (略)

D285 認知機能検査その他の心理検査

(1)～(9) (略)

(10) 「D285」認知機能検査その他の心理検査の「1」の「イ」の簡易なものとは、MAS不安尺度、MEDE多面的初期認知症判定検査、AQ日本語版、日本語版LSAS-J、M-CHAT、長谷川式知能評価スケール及びMMS Eのことをいい、「ロ」のその他のものとは、CAS不安測定検査、SDSうつ性自己評価尺度、CES-Dうつ病（抑うつ状態）自己評価尺度、HDRSハミルトンうつ病症状評価尺度、STAI状態・特性不安検査、POMS、POMS2、IES-R、PDS、TK式診断的新親子関係検査、CMI健康調査票、GHQ精神健康評価票、ブルドン抹消検査、WHO QOL26、COGNISTAT、SIB、Coghealth（医師、看護師又は公認心理師が検査に立ち会った場合に限る。）、NPI、BEHAVE-AD、音読検査（特異的読字障害を対象にしたものに限る。）、WURS、MCMI-II、MOCI邦訳版、DES-II、EAT-26、STAI-C状態・特性不安検査（児童用）、DSRS-C、前頭葉評価バッテリー、ストループテスト、MoCA-J及びClinical Dementia Rating (CDR) のことをいう。

(11)～(15) (略)

D286～D419-2 (略)

第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~163 (略)</p> <p>164 椎体形成用材料セット</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 椎体形成用材料セットは、<u>骨粗鬆症、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍に対して使用した場合に、1回の手術で3セットを限度として算定できる。なお、続発性骨粗鬆症に対して使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>(3) <u>骨粗鬆症に対して、1回の手術で2セット以上使用した場合は、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>165~230 (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>II~IV (略)</p> | <p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001~163 (略)</p> <p>164 椎体形成用材料セット</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 椎体形成用材料セットは、<u>原発性骨粗鬆症による場合は1回の手術に対し1セットを、多発性骨髄腫又は転移性骨腫瘍による場合は3セットを限度として算定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>165~230 (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>II~IV (略)</p> |

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～078 (略)</p> <p>079 骨セメント</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 脊椎・大腿骨頸部用</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>i 悪性脊椎腫瘍又は骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。</p> <p>ii・iii (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>080～230 (略)</p> <p>III～IX (略)</p> | <p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～078 (略)</p> <p>079 骨セメント</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 脊椎・大腿骨頸部用</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当すること。</p> <p>i 悪性脊椎腫瘍又は<u>原発性</u>骨粗鬆症による椎体骨折に対する経皮椎体形成術に使用するものであること。</p> <p>ii・iii (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>080～230 (略)</p> <p>III～IX (略)</p> |